

農地法第3条許可申請書添付書類について

	提出書類	部数
●必ず必要な書類		
1	農地法第3条の規定による許可申請書	1
2	申請農地の登記事項証明書（全部事項証明書に限ります）	1
●必要な場合のみ添付していただく書類		
3	住民票（譲受人が市外の方の場合や登記事項証明書に記載の住所と現住所に相違がある場合）	1
4	耕作証明書（譲受人が市外にも耕作地がある場合は該当農業委員会発行のもの）	1
5	事業計画書（譲受人が市内で新たに農業を始める場合）	1
6	抵当権承諾書（抵当権が設定されている場合）	1
7	仮登記権者承諾書（仮登記が設定されている場合）	1

* その他、申請の内容に応じて添付書類をお願いすることがあります。

* 譲受人が法人である場合は、法人の登記簿謄本及び定款の写し等を添付していただきます。

飯山市農業委員会事務局 農地係
TEL 0269-62-3111（内線 261）